



Vol. 12 「相続アドバイザー」って？

NPO法人相続アドバイザー協議会認定会員になりました！

「NPO法人相続アドバイザー協議会」(<http://www.souzoku-adv.com/index.html>)という団体をご存知でしょうか。

同協議会は、平成12年4月、相続に関する総合的なアドバイスができる人材の養成を目指し、不動産鑑定士、税理士、不動産業者、建設業者が中心となり設立された協議会で、平成15年9月に特定非営利活動法人(NPO)となったものです。同会は、平成12年5月以降、遺産分割、遺言といった法律問題のほか、税務申告、納税、財産管理、相続税対策、保険など、相続をめぐる多岐にわたる分野についてそれぞれの分野の専門家を講師として招いて、全40時間にもわたる養成講座を開講し、相続について横断的なアドバイスが可能な人材の養成に尽力しています。

また、養成講座の8割に出席した受講者は、同協議会認定の「相続アドバイザー」を名乗ることができるようになります。

私は、常日頃、相続のご相談については、弁護士だけではなく、税理士、司法書士、行政書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士など、相続をめぐる他士業の方々との連携が不可欠と考えておりました。そこで当事務所の業務においても、たとえば税理士の先生と協同してご相談にのり、予め相続税を計算した上で、納税資金の準備をしていただくなど、横断的なアドバイスを心がけてきました。そのため私の常日頃の問題意識と同様の設立趣旨をお持ちの同会の存在を知るやいなや、興味も持って平成24年1月20日～23日、2月3日～6日に開催された「短期集中特別講座」を受講してみた次第です。

実際、同講座を受講してみて、他士業の方々、あるいは不動産業者、保険会社の方々と交流を深めることができ、また相続に関し、法律以外の幅広い知識を習得することもでき、さらには「相続アドバイザー」の認定を受けましたので、お知らせいたします。

今後は、同講座で学んだ知識と、同協議会のネットワークを活かし、各分野の諸先生方とのコーディネートを行い、今まで以上に質の高い相続に関するご相談が可能となりました。

当事務所は、遺言・相続についてのご相談についてもお受けしておりますので、ご遠慮なくお問い合わせください。

弁護士が1名増え、5名体制となりました

事務所の取り扱い事件の増加に伴い、新たに千屋全由弁護士が当事務所の新戦力として加わりました。同封の挨拶状をご覧ください。今後は、千屋先生もよろしく願います。

ソレイユクラブ創立記念パーティ開催のお知らせ

昨年11月にソレイユクラブを発足して、3ヶ月足らずで80名(社)以上の方からご入会いただきました。心より御礼申し上げます。

発足間もないころから、懇親会についてのお問い合わせが相次いでおりましたので、ついに、ソレイユクラブ創立記念パーティの開催を決定いたしました。開催日時は以下のとおりです。

まだクラブに入会されていない皆様にもぜひご出席いただきたく、ご案内申し上げます。同伴者の方もウエルカムです。

会費は8000円ですが、当日クラブにご入会いただければパーティ会費は5000円となります。

この機会にぜひソレイユクラブを体験してみてください！

日時:平成24年3月29日(木) 18時～20時

場所:和田倉噴水公園レストラン

会費:8000円

ご参加くださる方は、事務所までお電話でご連絡ください。

TEL:03-5224-3801

